

平成30年度違反建築防止週間実施要綱 (福井県)

1. 目的

この運動は、広く県民に建築基準法等の目的・内容について理解と認識を深め、違反建築の防止を図るとともに、建築行政において違反建築物に対するより迅速かつ的確な対応を推進することにより、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の確保に資することを目的とする。

2. 期間

平成30年10月15日(月)から10月21日(日)まで

3. 実施主体

福井県

4. 重点事項

- (1) 福井県建築行政マネジメント計画に基づく特別査察の実施
- (2) 完了検査・中間検査徹底のための啓発、検査申請の督促及び検査未申請建築物の摘発
- (3) 適切な工事監理が行われるための啓発、指導及びパトロール
- (4) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒・監督処分制度の広報等

5. 実施要領

別紙1により一斉公開建築パトロールを実施するほか、違反建築物に対して所要の措置を積極的に講ずるとともに、別紙2により工事監理が適切に行われるための啓発・指導および違反建築物に関与した建築士等に対する懲戒・監督処分制度の広報を行うことにより、建築基準法が遵守され、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成がなされるよう本運動を展開する。